

「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」に係る取組状況について

- ◇ 平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議（第12回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」を設置
- ◇ 平成21年6月17日 ワーキングチーム（第7回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」をとりまとめ
- ◇ 平成21年6月26日 犯罪対策閣僚会議（第13回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」を報告
- ◇ 平成22年7月27日 犯罪対策閣僚会議（第15回会合）
～「消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果」に係る取組状況及び「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」（平成22年6月18日ワーキングチーム申合せ）を報告

● 行政庁において事態を早期に把握し、対処する能力の向上

- ・ 各種連絡会議を開催し、関係省庁間の連携強化・情報共有を図るとともに、立入検査技術、事例研究及び告発事例等について研修を実施
- ・ 各種研修会を開催し、悪質な法令違反等については、告発を行うなど適切な措置を講ずるよう周知
- ・ 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」において、都道府県の先進的な事例を紹介するとともに、地方公共団体に期待される取組及び消費者庁の取組・支援策を提示
- ・ 事業者団体に対する各種講習、定期的な立入検査、苦情モニタリングの実施等により、事業者自身や事業者団体による法令等遵守を促進
- ・ 情報提供や苦情等に対して適切に対応するための会話手法に関する研修会を実施

● 行政庁と警察との連携を迅速かつ確実に図るための現場レベルでの連携体制の確立

- ・ 警察と都道府県（又は地方機関）で構成する連絡会議を開催し、定期的な情報交換を実施
- ・ 行政庁が違法業者の情報を入手した場合、早期の段階から、警察と連絡を取り、双方で連携して被害の拡大を防止
- ・ 行政庁と警察との間の人事交流による連携強化・情報交換の円滑化の推進

● 情報を得た警察において早期検挙することができる取締体制の整備

- ・ 人員配置の変更及び課の新設により取締体制を整備
- ・ 全国会議を開催し、最新の消費生活侵害事犯の手口や検挙事例について情報共有を図るとともに、全国の検挙事例についてのケーススタディを実施
- ・ 若手捜査員等を対象とした研修を開催し、捜査手法等の習得を促進

● 金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施

- ・ 関係省庁において、金融機関に対する情報提供の迅速かつ確実な実施について周知徹底
- ・ 地方公共団体や（独）国民生活センター等の関係機関に対し、金融機関に対する情報提供が着実に実施されるよう依頼
- ・ 関係省庁及び関係機関から金融機関に対し、犯罪利用預金口座等に関する情報を提供
都道府県警察から平成22年中14,884件
金融庁及び各財務（支）局から平成22年度中5,877件
消費者庁、都道府県・政令指定都市及び（独）国民生活センターから平成22年度中139件

● 今後の方針

- ・ 関係省庁は、別添の申合せのとおり、消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報を警察へ提供
- ・ このほか、各省庁における取組の好事例等も参考に、引き続き、関係機関の緊密な連携を図り、消費生活侵害事犯対策を積極的に推進

消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について

〔平成 23 年 6 月 28 日〕
消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ

消費生活侵害事犯の被害は依然後を絶っておらず、その被害を防止し、被害回復を支援するためには、関係省庁が犯罪利用口座凍結のための金融機関への迅速な情報提供、法執行等の諸対策及び連携を一層進めていくことが必要である。

特に、社債、未公開株、ファンド、外国通貨等の取引やこれら投資被害からの回復を装う利殖勧誘事犯は、被害が深刻な状況にある。その犯人グループは、犯罪を生業としているプロの犯罪者であるため、その被害を防止し、被害回復を支援するためには、犯罪利用口座凍結に加え、捜査機関において被疑者を検挙し、犯人を処罰していくことが不可欠である。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）では、「悪質商法による消費者被害の防止」の項において、「悪質商法による消費者被害を防止するため、関係省庁が連携して、（中略）悪質商法に関する情報の共有を図る（略）」と定められている。

よって、関係省庁は、地方支分部局を含め、自らの相談窓口寄せられた消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談につき、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容及び相談者に連絡するために必要な情報を、速やかに警察庁に提供するものとする。

また、消費生活相談業務を行う所管の独立行政法人に対し、同様の取組を実施するよう依頼するものとする。

さらに、地方公共団体の相談窓口寄せられた消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談につき、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容及び相談者に連絡するために必要な情報を、速やかに都道府県警察に提供するよう依頼するものとする。

なお、関係省庁及び警察庁は、消費生活侵害事犯の被害防止や被害回復を図るため、必要な措置を講ずるとともに、互いに関係情報を共有するなど連携を深めるほか、引き続き、地方公共団体及び都道府県警察といった現場レベルにおいても、連携が更に深まるよう努めるものとする。